

設計説明書
(第1面)

設計者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇						
開発事業区域の 地名 地 番		豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番、〇〇番 △△町△△丁目△△番						
条例第6条該当区分		☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 第7号 ☐ 第8号						
開発事業の目的		【例】専用住宅(〇戸)、共同住宅(〇戸)、流通業務施設、工場(〇〇製造業)、店舗(〇〇)						
開発事業区域の面積		〇, 〇〇〇 m ²						
着手予定日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		完了予定日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		
開発事業区域内の土地の現況	区域区分		用途地域		関係する法令等の名称			
	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外		第〇種 住居地域		【例】都市計画法、農振法、農地法、砂防法、 特定都市河川浸水被害対策法、道路・水路占用 道路・水路承認工事、盛土規制法、他目的使用 開発行為に当たり取得が必要な許可等を全て記載 国や地方公共団体が管理している公共施設用地 について記載 該当しない箇所は斜線			
	・市街化区域の場合は 用途地域を記載 ・市街化調整区域及び 都市計画区域外の場合 は指定なしと記載							
	地目別概要	区分	宅地	田・畑	山林・原野	公共用地	その他	合計
		面積 (m ²)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇〇〇
比率 (%)		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		100	
備考 【例】 ・都市計画法第29条申請（都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項のいずれかを行う場合は、該当する条項を記載） ・都市計画法第34条第〇号該当（市街化調整区域の場合は、立地基準該当号を記載） 開発事業承認後に行う開発許可制度上の手続について記載								

条例第6条第1、4、5、6、7号に該当する行為

開発事業完了後、国や地方公共団体が管理する公共施設用地について記載（該当しない箇所は斜線）

(第2面)

土地利用計画	区分	宅地	公共の用に供する空地						計
			道路	公園	排水施設	ごみ置場	防火水槽	その他 ()	
面積 (㎡)	〇〇	〇〇				〇〇	〇〇		〇〇〇
比率 (%)	〇〇	〇〇				〇〇	〇〇		100
道路の状況	区域外道路		幅員				道路名称		
	開発事業区域が接する既存道路		6 m				名称がない場合は「—」を記載 市道〇〇〇〇 線		
	敷地が接する道路	幅員		延長		面積			
		6 m		35 m		250 ㎡			
公共施設の整備計画	種別	概要			管理者		用地の帰属先		備考
	道路	幅員 〇m 延長 〇m			豊田市		豊田市		
	ごみ置場	〇〇㎡			豊田市		豊田市		
	防火水槽	〇〇㎡			豊田市		豊田市		
	空欄には斜線								
開発事業に係る建築物	主要用途	【例】共同住宅(〇戸)、流通業務施設、工場(〇〇製造業) 店舗(〇〇) 標識記載内容を転記							
	高さ	〇〇m							
	階数	〇〇階							
	構造	〇〇造							
	戸数	〇〇戸 (共同住宅の場合だけ記載)							
	建築面積	〇〇㎡							
	延べ面積	〇〇㎡							
区画数			駐車場台数			駐輪場台数			
〇 区画			〇 台			〇 台			
備考	宅地分譲を目的とした開発事業の場合は記載不要（斜線）								
	既設ごみ置場を使用する場合は、自治区と協議し承諾を得た旨を記載								

条例第6条第1、4、5、6、7号に該当する行為の

(第3面)

第1面の開発事業区域の面積を転記

開発事業区域の面積		〇,〇〇〇㎡				
開発事業の目的		【例】専用住宅(〇戸)、共同住宅(〇戸)、 流通業務施設、工場(〇〇製造業)、 店舗(〇〇)				
土地利用計画	区分	造成地	排水施設	緑地	その他 ()	合計
	面積 (㎡)					
	比率 (%)					
造成計画	搬出する土砂の種類及び数量	【例】粘土 〇〇〇㎡				
	搬入する土砂の種類及び数量	【例】山砂 〇〇〇㎡				
	採取等の方法					
	車両計画	【例】搬入時10tダンプを10台/日、 搬出時10tダンプを10台/日				
	搬出先	【例】搬出先 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番				
	搬入元	【例】〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番の造成工事現場				
跡地 利用 計画	場所を特定					

条例第6条第1、4、5、6、7号に該当する行為

(第4面)

条例第15条第3項第2号に基づく措置		
種 別	講じる内容	備 考
【工事中】	記載内容を措置計画平面図に反映させること。	
開発事業区域内への侵入防止対策	【例】・高さ 1.8mのガードフェンスを事業区域外周に設置する。 ・車両出入口は、伸縮門扉を設置する。	
開発事業区域内の排水に係る汚濁防止措置	【例】 12 m³の沈砂池を設置（必要容量 300A 0.2ha×300×2/12÷10.02 m³） ・1か月に1回、沈砂池の堆積土砂を浚渫する。	土工事期間 2か月
工事車両の交通安全対策	【例】・出入口にはガードマンを8時～17時まで1人配置する。 ・工事車両運転手は出入口付近の徐行を徹底する。 ・工事車両の出入りは、7時半～8時半はしない。 ・工事車両は近隣住民が日常的に利用する生活道路は通行しない。	工事期間 を記入
周辺環境に対する騒音、振動対策	【例】 低騒音・低振動の重機を使用する。	
開発事業区域内の安全対策	【例】・土工事において発生する法面については、計画の勾配が明確にわかるよう、現地に丁張を設置し、条例施行規則第11条第1項第4号アの基準に従う。 ・盛土部分は30cm毎に十分転圧をする。	
【工事完了後】		
周辺環境に対する騒音・通風・日照等に係る対策	【例】 必要に応じて区域の内側に緑地帯を設置し、周辺の景観と調和を図る。	
周辺環境に対する交通安全対策	【例】 通勤時の交通量増大に伴い、運転手及び従業員に対し安全意識の周知徹底を図る。	

設計説明書
(第1面)

設計者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇						
開発事業区域の 地名 地 番		豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番、〇〇番 △△町△△丁目△△番						
条例第6条該当区分		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 第7号 ☒ 第8号						
開発事業の目的		【例】土砂搬入（駐車場）、土砂搬出（資材置場）、 残土処分、粘土採掘（残土処分）、 岩石採取、太陽光発電設備の設置 産業廃棄物最終処分場 注）区域外からの土砂の搬出や搬入を伴う場合は、それ自体を 独立した目的の開発行為とみなします（条例運用の手引き P10 参照）。上記の場合は、行為後の目的を（ ）内に記入。						
開発事業区域の面積		〇, 〇〇〇 m ²						
着手予定日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		完了予定日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		
開発事業区域内の土地の現況	区域区分		用途地域		関係する法令等の名称			
	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外 ・市街化区域の場合は用途地域を記載 ・市街化調整区域及び都市計画区域外の場合は指定なしと記載		指定なし		【例】農振法、農地法、砂防法、採石法、 盛土規制法、特定都市河川浸水被害対策法、 道路・水路占用、道路・水路承認工事、他目的使用 開発行為に当たり取得が必要な 許可等を全て記載			
	地目別概要	区分	宅地	田・畑	山林・原野	公共用地	その他	合計
		面積 (m ²)		〇〇				〇〇
		比率 (%)		100				100
備考 特定都市河川浸水被害対策法申請（令和〇年〇月申請予定） 砂防法申請（令和〇年〇月申請予定） 農地法申請（令和〇年〇月申請予定） 道路占用申請（令和〇年〇月申請予定） 開発事業承認後の手続について記載								

条例第6条第2、8号に該当する行為の記載例

(第2面)

土 地 利 用 計 画	区分	宅地	公共の用に供する空地						計
			道路	公園	排水 施設	ごみ 置場	防火 水槽	その他 ()	
	面積 (㎡)								
	比率 (%)								
道 路 の 状 況	区域外道路		幅員		道路名称				
			【例】 6 m		【例】市道○○○○ 線				
	敷地が接する 道路		幅員		延長		面積		
			m		m		㎡		
公 共 施 設 の 整 備 計 画	種別	概 要			管理者		用地の帰属先	備考	
開 発 事 業 に 係 る 建 築 物	主要用途								
	高さ 階数 構造 戸数	m 階 造 戸							
	建築面積								
	延べ面積								
	区 画 数		駐車場台数			駐輪場台数			
	区画		台			台			
備考									

条例第6条第2、8号に該当する行為の記載例

第1面の開発事業
区域の面積を転記

(第3面)

開発事業区域の面積		○, ○○○㎡				
開 発 事 業 の 目 的		【例】土砂搬入（駐車場）、土砂搬出（資材置場）、残土処分、粘土採掘（残土処分）、岩石採取、太陽光発電設備の設置、産業廃棄物最終処分場 注）区域外からの土砂の搬出や搬入を伴う場合は、それ自体を独立した目的の開発行為とみなします（条例運用の手引き P10 参照）。上記の場合は、行為後の目的を（ ）内に記入				
第1面の開発事業の目的を転記						
土 地 利 用 計 画	区 分	造成地	排水施設	緑地	その他 ()	合計
	面 積 (㎡)	○○	○○	○○		○○○○
	比 率 (%)	○○	○○	○○		100
造 成 計 画	搬出する土砂の 種類及び数量	【例】粘土、風化花崗岩 ○, ○○○㎡				
	搬入する土砂の 種類及び数量	【例】建設残土、山砂、碎石 ○, ○○○㎡				
	採取等の方法	【例】露天掘り				
	車 両 計 画	【例】搬入時10tダンプを10台/日、搬出時10tダンプを10台/日				
	搬 出 先	【例】〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地の瓦工場				
	搬 入 元	【例】〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地の造成工事現場				
跡 地 利 用 計 画	【例】農地に復元 開発事業の完了後に開発事業の目的の欄に記載した目的以外の土地利用を行う場合は記載 場所を特定					

条例第6条第2、8号に該当する行為の記載例

(第4面)

条例第15条第3項第2号に基づく措置		
種 別	講じる内容	備 考
【工事中】	記載内容を措置計画平面図に反映させること。	
開発事業区域内への侵入防止対策	【例】・高さ1.8mのガードフェンスを事業区域外周に設置する。 ・車両出入口には、伸縮門扉を設置する。	
開発事業区域内の排水に係る汚濁防止措置	【例】・12 m ³ の沈砂池を設置する。(必要容量 300A 0.2ha×300×2/12≒10.02 m ³) ・1か月に1回、沈砂池の堆積土砂を浚渫する。	土工事期間 2か月
工事車両の交通安全対策	【例】・出入口にはガードマンを8時～5時まで常駐させる。 ・工事車両運転手は出入口付近の徐行を徹底する。 ・工事車両の出入りは、7時半～8時半までしない。 ・工事車両は近隣住民が日常的に利用する生活道路は通行しない。	工事期間 を記入
周辺環境に対する騒音振動対策	【例】低騒音・低振動の重機を使用する。	
開発事業区域内の安全対策	【例】・土工事において発生する法面については、計画の勾配が明確にわかるよう、現地に丁張を設置し、条例施行規則第11条第1項第4号アの基準に違反しないよう注意する。 ・計画の切土または盛土の高さが明確にわかるよう、現地に箱尺を常備し随時高さを確認する。 ・盛土部分は30cm毎に十分転圧をする。	
搬入土砂の確認	【例】搬入土に廃棄物の混入がないか、1週間に1回確認をする。	
【工事完了後】		
開発事業区域内の排水に係る流出抑制措置	【例】・特定都市河川浸水被害対策法の規定に従う。 ・砂防法許可による調整池を設置し、堆積土砂は、1か月に1回浚渫する。	
開発事業区域内の安全対策	【例】・工事完了後も侵入の恐れのある道路側については、侵入防止柵（ガードフェンスH=1.8m）を設置する。 ・砂防法許可による調整池周囲に侵入防止柵（ガードフェンスH=1.8m）を設置し、適切に管理する。	

設計説明書
(第1面)

設計者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇						
開発事業区域の 地名地番		豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番、〇〇番 △△町△△丁目△△番						
条例第6条該当区分		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 第7号 ☒ 第8号						
開発事業の目的		【例】粘土採掘（残土処分）						
開発事業区域の面積		拡張区域面積 〇, 〇〇〇㎡（全体事業面積 〇, 〇〇〇㎡）						
着手予定日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		完了予定日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		
開発事業区域内の土地の現況	区域区分		用途地域		関係する法令等の名称			
	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外		指定なし		【例】農振法、農地法、砂防法、盛土規制法、 特定都市河川浸水被害対策法、道路・水路占用、 道路・水路承認工事、他目的使用			
	・市街化区域の場合は用途地域を記載 ・市街化調整区域及び都市計画区域外の場合は指定なしと記載				開発行為に当たり取得が必要な許可等を全て記載			
	地目別概要	区分	宅地	田・畑	山林・原野	公共用地	その他	合計
		面積(㎡)			〇〇		〇〇	〇〇〇〇
比率(%)				〇〇		〇〇	100	
備考 変更のある欄のみ記載すること。変更がない箇所は斜線。 【例】拡大前事業区域：豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇 区域面積：〇〇, 〇〇〇㎡ 他法令手続：〇〇法 許可番号：〇〇第〇〇号 許可年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可行為内容：変更なし								
本条例の施行前に着手又は法令に基づく許可等の申請がなされている開発事業である場合は、備考に既存の許認可の概要を記載								

隣接する2以上の開発事業を一体的に行う場合の記載例（既存事業に新規事業が加わる場合）

全体事業面積を記載

（第2面）

土地 利用 計画	区分	田、畑 雑種地	公共の用に供する空地						計
			道路	公園	排水 施設	ごみ 置場	防火 水槽	その他 ()	
	面積 (㎡)	〇〇							〇〇
	比率 (%)	100							100
道路 の 状 況	区域外道路		幅員			道路名称			
			6 m			市道〇〇〇			
	敷地が接する 道路		幅員			延長		面積	
	開発事業によって新 たに整備する道路		- m			- m		名称がない場合 は「-」を記載 ㎡	
公 共 施 設 の 整 備 計 画	種別	概 要			管理者		用地の帰属先		備考
開 発 事 業 に 係 る 建 築 物	主要用途								
	高さ	m							
	階数	階							
	構造	造							
	戸数	戸							
	建築面積	㎡							
	延べ面積	㎡							
区 画 数			駐車場台数			駐輪場台数			
区画			台			台			
備考									

隣接する２以上の開発事業を一体的に行う場合の記載例（既存事業に新規事業が加わる場合）

（第３面）

開発事業区域の面積		○, ○○○ m ²				
開 発 事 業 の 目 的		【例】粘土採掘（残土処分）				
土 地 利 用 計 画	区 分	造成地	排水施設	緑地	その他 ()	合計
	面 積 (m ²)	○○	○○	○○		○○○○
	比 率 (%)	○○	○○	○○		100
造 成 計 画	搬出する土砂の 種類及び数量	【例】粘土 ○○ m ³				
	搬入する土砂の 種類及び数量	【例】建設残土 ○○ m ³				
	採取等の方法	【例】露店堀り				
	車 両 計 画	【例】搬入時10tダンプを10台／日、 搬出時10tダンプを10台／日				
	搬 出 先	【例】○○市○○町○○丁目○○番地の瓦工場				
	搬 入 元	【例】○○市○○町○○丁目○○番地の造成工事現場				
跡 地 利 用 計 画	【例】農地に復元					
	開発事業の完了後に開発事業の目的の欄に記載した以外の土地利用を行う場合は記載 場所を特定					

隣接する2以上の開発事業を一体的に行う場合の記載例（既存事業に新規事業が加わる場合）

（第4面）

条例第15条第3項第2号に基づく措置		
種 別	講 じ る 内 容	備 考
【工事中】	記載内容を措置計画平面図に反映させること。	
開発事業区域内への侵入防止対策	【例】・高さ1.8mのガードフェンスを事業区域外周に設置する。 ・車両出入口は、伸縮門扉を設置する。	
開発事業区域内の排水に係る汚濁防止措置	【例】12 m ³ の沈砂池を設置（必要容量 300A 0.2ha × 300 m ³ × 2/12 ÷ 10.02 m ³ ） ・1か月に1回、沈砂池の堆積土砂を浚渫する。	土工事期間 2か月
工事車両の交通安全対策	【例】・出入口にはガードマンを8時～5時まで常駐させる。 ・工事車両運転手は出入口付近の徐行を徹底する。 ・工事車両の出入りは、7時半～8時半までしない。 ・工事車両は近隣住民が日常的に利用する生活道路は通行しない。	工事期間 を記入
周辺環境に対する騒音振動対策	【例】低騒音・低振動の重機を使用する。	
開発事業区域内の安全対策	【例】・土工事において発生する法面については、計画の勾配が明確にわかるよう、現地に丁張を設置し、条例施行規則第11条第1項第4号アの基準に違反しないよう注意する。 ・計画の切土または盛土の高さが明確にわかるよう、現地に箱尺を常備し随時高さを確認する。 ・盛土部分は30cm毎に十分転圧をする。	
搬入土砂の確認	【例】搬入土に産業廃棄物の混入がないか、1週間に1回確認をする。	
【工事完了後】		
開発事業区域内の排水に係る流出抑制措置	【例】・特定都市河川浸水被害対策法の規定に従う ・砂防法許可による調整池を設置し、堆積土砂は1か月に1回浚渫する。	
開発事業区域内の安全対策	【例】・工事完了後も侵入の恐れのある道路側については、侵入防止柵（ガードフェンスH=1.8m）を設置する。 ・砂防法許可による調整池周囲に侵入防止柵（ガードフェンスH=1.8m）を設置し、適切に管理する。	
周辺環境に対する交通安全対策	【例】通勤時の交通量増大に伴い、運転手及び従業員に対し安全意識の周知徹底を図る。	